

Harmony通信

vol.182  
2020.04

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

この困難、乗り越えましょう！！

## 緊急時に備え、事業継続計画(BCP)策定を

新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動に多大な影響が出ています。そんなとき役立つのが、事業継続計画(Business Continuity Plan。以下、BCP)です。

★BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃、感染症の蔓延などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするため、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。また策定したBCPを円滑に運用・管理することを、事業継続マネジメント(BCM)と呼びます。

### ◆未策定の企業が大多数

日本では、毎年多くの自然災害が発生しています。しかし、中小企業のほとんどがBCPを策定していません。必要であるという認識はあるものの、通常業務に比べ優先度が低く、策定に至っていない企業が多いと考えられます。また、策定にかかる時間や、リスク分散のために必要となる費用等を負担に感じるということもあるようです。とはいえ、策定していない場合に被る損失を考えると、策定のメリットは大きいでしょう。

### ◆策定手順と留意点

中小企業庁では、中小企業へのBCPの普及促進のため、有識者の意見を踏まえた指針を作成しています。指針によると、初めて策定する際は、以下の手順を進めるとされています。

- ① 基本方針の立案(目的の整理)
- ② 重要商品の検討(中核事業の選定)
- ③ 被害状況の確認(予測される影響の整理)
- ④ 事前対策の実施(非常時に備えて今できること)
- ⑤ 緊急時の体制の整備(対応策と責任者の決定)

最初から完全な計画を目指す必要はありません。まずは実現可能なものから始め、緊急事態への対応力を鍛えていくことが重要です。

また、BCPは策定して終わりではありません。従業員への教育と、会社の現状を踏まえた見直しが必要で、いざというときに事業を継続するにはどうすればいいか、自社の実態に合ったBCPを考えておきましょう。

【中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」】

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

## TOPICS

### 求人不受理の対象が追加されます！

ハローワークの求人がインターネット上で行われるようになり、様々なご相談をお受けしていますが、今回は求人不受理についてお知らせします。

### ◆今月3月30日から施行

原則、ハローワークや職業紹介事業者は、すべての求人を受理しなければなりません。①内容が法令に違反する求人、②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人、③求人者が労働条件を明示しない求人、④いずれかに該当する求人については、例外的に受理しないことができます。

今回、改正によって、④一定の労働関係法令違反の求人者による求人、⑤暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者による求人、についても受理しないことが可能になりました。

### ◆求人者に求められる自己申告

職業紹介事業者は、求人者に対して自己申告を求められることができます。ちなみに、「私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません」と記載された自己申告書が厚生労働省から出されています(事業所名・所在地・代表者名、チェックシートへの記入が求められます)。

求人者が自己申告を行わなかった場合にも、求人を受理しないことができます。

また、求人者が事実と相違する自己申告を行った場合、都道府県労働局が勧告・公表などを行うことができます。

### ◆求人不受理の対象となる場合とは？

①労働基準法および最低賃金法に関する規定で、1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合

②職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法に関する規定で、対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合

⇒法違反の是正後6カ月経過するまで不受理となります。

### 編集後記

#stayathome 現在、SNSでよく見かけるハッシュタグ(何についての投稿なのか分かるようにするラベルのようなもので、不特定多数の膨大な投稿の中から探したい話題や写真を容易に収集可能にするもの)です。コロナウイルス感染拡大が深刻になっていますが、この事態をストップさせるには、感染を防ぐ=できるだけ外出せずに家に居ることが求められています。家に引きこもるということではなく、家で楽しむことを見つけて実践する～先行きが見えないと不安になるのは当然のことですが、心の健康を保てるよう、気持ちの切替をすることも私達に求められているような気がします。#stayathome(又は#stayhome)には世界中のそんな前向きな人々の日常が垣間見られ、誰もがこの事態の終息に向けて日々頑張っていることが分かります。知らない誰かと共感し、応援し合う、SNSが持つ最大の長所かもしれませんね。

## Harmony通信 2020.04

#発行: 2020年4月10日

#編集・構成: 合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所



合同会社Harmony

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231

FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

